

税

TAX

所得税の還付申告の受け付け

日時 2月12日(木) 午前9時
30分～正午・午後1時～3時30分

場所 市役所大会議室 対象

給与所得者で住宅借入金等特別控除を受けようとする方 給与所得者で医療費控除を受けようとする方など、年末調整できなかった控除項目がある方 年金所得者で源泉所得税の還付を受けようとする方 必要な書類など 印鑑/計算器具/給与所得者、年金受給者の源泉徴収票/住宅借入金等特別控除を受けようとする方は、建物の登記簿謄(抄)本、住民票、売買契約書または請負契約書の写し、借入金の年末残高証明書など/医療費控除を受けようとする方は、医療費の領収書、保険金などで医療費の補てんがある場合は、その金額が分かるもの/生命(損害)保険料の所得控除証明書/国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料など社会保険料の年間支払額の方かるもの 詳しくは直接お問い合わせ

わせください

豊橋税務署

☎(0532) 52局6201

贈与税の申告の受け付け

平成15年分の贈与税の申告相談および受け付けは、2月2日(月)～3月15日(月)に実施します。詳しくは直接お問い合わせください。

豊橋税務署

☎(0532) 52局6201

DONATION

寄付

次の方々にご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

11月14日、田原十方舎(代表・藤江正子さん)より福祉活動充実のために自転車1台。

11月27日、富田法子さんより新市誕生記念として絵画1点。

今月の『汐川干潟保全基本指針』は、お休みさせていただきました。次回は2月号に掲載します。

次回は2月号に掲載します。

長野県 宮田村へ

おいでなんしょ

今回は、宮田村の味覚 をご紹介します。

「おいでなんしょ」は、田原市の友好都市である長野県宮田村周辺の方言で「おいでくださいませ」という意味です。

リンゴの木オーナー収穫祭 自分の手で収穫したリンゴのお味はいかが？

リンゴの木オーナー制度をご存じですか？この制度は、自分で木を選ぶことができ、秋にはおいしいリンゴの収穫が楽しめます。

今年度のリンゴの木オーナー収穫祭は、11月16日(日)・23日(日)に開催されました。16日(日)はあいにくの雨模様となりましたが、田原市からも多くのオーナーの皆さんに秋の宮田村に訪れていただきました。

今年のリンゴ「サンふじ」の出来栄えはというと、天候不良による伸び悩みや、収穫間際の雨続きなどで園主の皆さんも苦勞をしましたが、「味で勝負！」とのことで、小玉ながらも味と個数は確保できました。

宮田村の25の園場は、両日とも収穫を楽しむ2500人を超える皆さんでにぎわいました。

また、ふれあい広場では数々の物産販売やセレモニーが開かれ、お持ちになったお弁当を芝生の上で広げたり、野菜を買われたりする方もいらっしゃいました。

春には、平成16年度のリンゴの木オーナーを募集します。また来秋も宮田村へ「おいでなんしょ」。



小さなお子さんでも簡単にもぎ取れます

宮田村役場産業課 ☎(0265)85局5864